会計年度任用職員制度の実施に伴う職の整理の考え方について 行政経営課・人事課

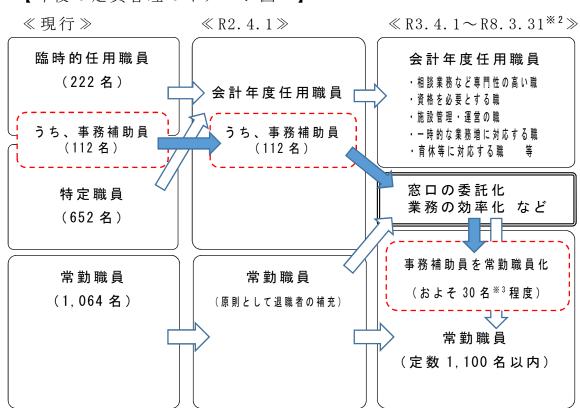
1 今後の方向性について

会計年度任用職員制度の実施に伴い、現在、臨時的任用職員及び特定職員として任用している職員のうち、本来、常勤職員が行うべき業務を補助的に担っているものについては、一旦、会計年度任用職員に移行した後、順次廃止すると同時に、必要に応じて、定数条例に規定する定数の上限内で常勤職員を配置するものです。

2 手法について

窓口の委託化や業務の効率化などを進め、定数の範囲内で、常勤職員を会計年度任用職員に代えて配置することなどを検討します。

【今後の定員管理のイメージ図*1】



- ※1 H31.4 現在の人数をベースに、今後の方向性をイメージした図です。
- ※2 この考え方では、原則としてその取組期間を「秦野市職員定数最適化計画」の計画期間 に合わせることで、段階的に取り組むものとします。
- ※3 会計年度任用職員を勤務時間数や業務の質を考慮し常勤職員に換算した人数ですが、見 込みの人数であるため、変動する可能性があります。